

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月21日
【会社名】	アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円
	（注） 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり0円です。
	新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
	1,997,998,500円
	（注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年2月21日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	66,599,954個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成26年3月5日
払込取扱場所	該当事項はありません

（注）1．取締役会決議日

平成26年2月21日

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、株主確定日（下記（注）3．に定める）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

3．株主確定日

平成26年3月4日

4．割当比率

各株主の保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいいます。以下同様です。）

平成26年3月5日

6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年2月21日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

7．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記（注）5．に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はございません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

米国に居住する株主は、本新株予約権を行使することができません。

なお、米国以外の外国に居住する株主にはかかる行使制限は適用されませんが、外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	13,319,990株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年2月21日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、0.2株です。また、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。従って、すべての本新株予約権が行使された場合であっても交付される株式の総数が上記本新株予約権の目的となる株式の総数よりも少なくなる場合があります。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個（目的となる株式数0.2株）当たり30円とします。 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.2株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権5個を行使し、行使価額として150円をお支払いいただく必要があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,997,998,500円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年2月21日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、150円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年4月10日から平成26年5月2日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 芝営業部

	<p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様です。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込金の支払いを行います。</p> <p>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがあります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

（注）1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年4月10日（木）から平成26年5月2日（金）までとなります。本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年5月2日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に要する事項の通知が受理されているとともに、払込金の支払いが確認されていることが必要となります。

ただし、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されております（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年5月1日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続きを完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続きに時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年3月5日（水））となることが予定されていますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,997,998,500	77,492,181	1,920,506,319

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、平成26年2月21日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用は、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬34百万円（三田証券株式会社）、登記費用6百万円、その他諸費用（株式事務代行費用、口座管理機関への事務手数料、弁護士報酬等）35百万円からなります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

（２）【手取金の使途】

当社は、上記「（１）新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額について、下記の資金使途に充当する予定であります。しかしながら、最終的な調達金額につきましては、株主の皆様による本新株予約権の行使状況に依存いたしますので、現時点で、確定することができませんが、行使比率が100%であったと仮定した場合の調達資金の金額、使途及び支出予定時期については以下のとおりであります。

なお、行使比率が100%に満たない場合、当社は、まず株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」といいます。）株式の100%（又は100%に近い）取得を優先的に行い、次に電機事業仕入れ代金及び一般経費に充当してまいります。ただし、調達資金がDWを完全子会社とするための必要資金1,715百万円に満たない場合は、まず公開買付け後における所有割合が3分の2未満となるまでDW株式を取得し、残額を電機事業仕入れ代金及び一般経費、追加のDW株式取得資金に充当していきます。調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座において資金管理する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
DW株式の取得	1,715	平成26年6月～平成26年12月
電機事業仕入れ代金及び一般経費	205	平成26年9月～平成27年7月
合計	1,920	-

DW株式の追加取得

当社は、創業以来百年余りにわたり、電機事業を主たる事業として防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手掛けて参りました。しかしながら、昨今の長期にわたる産業用設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇並びに価格競争の峻烈化等の要因によって営業赤字が続いたことから、平成14年より株主価値向上のための収益基盤多角化を目的として事業再生部門を立ち上げ、新たに投資事業を展開しております。

かかる投資事業の一環として、当社は、平成21年7月1日付で株式会社エスピーオー（以下「SBO」といいます。）が発行する全株式を取得し、SBO及びその連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社（以下「OCM」といいます。）を通じて、DWの株式の38.65%を保有することとなりました。この結果、DWは当社の持分法適用会社となり、当社の本業である電機事業が低迷する中、持分法投資利益として平成23年3月期において406百万円、平成24年3月期において274百万円、平成25年3月期において278百万円計上し、当社の連結利益に大きく貢献いたしました。

その後当社は、平成24年10月頃、DWの発行済株式の20%以上を有する大株主である宮本雅史氏から保有株式の売却意向を受けたことによりDW株式の追加取得に係る検討を開始し、最終的にはDWとの資本業務提携関係をさらに強化し連結子会社とすることで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的にも大きなシナジー効果が生まれ得ると判断されたことから、平成25年9月20日から同10月21日までの期間においてDW株式を1株につき100円で買い付ける公開買付け（以下「平成25年9月公開買付け」といいます。）を実施いたしております。

かかる公開買付けの結果、買付予定数の上限であった1,500,000株（発行済株式総数の4.1%）を上回る17,474,483株（発行済株式総数の48.2%）の応募があったことから、当社は同年11月5日にDW株式1,500,000株（発行済株式総数の4.1%）を1株につき100円（総額金150百万円）にて追加取得し、結果としてDW株式の42.7%を保有することとなりました。なお、かかる応募株式数17,474,483株から当社との間で応募契約を締結していた宮本雅史氏による応募株式数7,564,000株を控除した株式数9,910,483株は、DWの発行済株式総数（36,223,850株）から、公開買付け以前から当社グループが保有していた株式数（14,000,000株）、宮本雅史氏の保有株式数（7,564,000株）及びDWの自己株式数（717株）を控除した普通株式数、即ち、公開買付け者の非利害関係者が所有する普通株式数（14,659,133株）の3分の2に相当する株式数である9,772,755株を超過しており、当社としては公開買付けの趣旨及び条件がDWの少数株主からも広く理解を得ることができた結果であると捉えております。

上記追加取得によって、当社は、当社の役員が対象者の取締役会の構成員の過半数（当時4名中3名、現時点では5名中3名）を占めていることから、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第7項の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し、かつ、現又は元役員・使用人が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合に該当し、当社と対象者は実質的な支配関係があると判断したため、平成26年3月期第3四半期よりDWを連結子会社として取り込むこととなり、平成26年3月期の連結業績予想を売上高411百万円から9,163百万円へ、営業損失184百万円から営業利益1,197百万円へ、経常利益273百万円から1,188百万円へ、当期純利益271百万円から309百万円へとそれぞれ平成25年10月22日付で上方修正するに至っております。また、か

かる連結子会社化に伴って営業キャッシュ・フロー及び営業損益が黒字に転じ、通期でもそれぞれ黒字が見込まれることとなったことから、営業キャッシュ・フロー及び営業損益が継続して赤字であることに基づき当社の決算短信に記載していた「継続企業の前提に関する重要事象等」についてその記載を平成25年11月12日付で解消いたしました。なお、「継続企業の前提に関する注記」は平成25年5月23日に記載を解消しております。

当社は、上述の通り、平成25年9月公開買付けを実施することで、同年11月5日にDWを連結子会社としておりますが、同公開買付けにおいて応募株券等の総数(17,474,483株)が買付予定数の上限(1,500,000株)を大きく超え、応募株券等のうち、予てより保有株式の売却意向を受けていた宮本雅史氏の保有分を含む大部分を買い付けることができなかったことに鑑み、DW株式の追加取得の可能性に係る検討を開始いたしました。その結果、当社は、DWの100%子会社であり中古ブランド品販売業を営む株式会社大黒屋(以下「大黒屋」といいます。)は平成25年9月期の償却前利益額として約30億円を計上する高収益企業であること、及び当社の持つアジア(特に中国、香港、台湾)における人的ネットワークや財務ノウハウを駆使し、今後著しい需要拡大が見込まれるアジア地域への出店拡大を事業立ち上げ、大黒屋事業のノウハウ伝授等の面でサポートすることで、大黒屋がより一層の成長を遂げる可能性があることなどに鑑み、DWへの投資を拡大し、DWの収益及び成長力をより高い比率で当社の企業価値に反映させていくことが、当社の企業価値を向上させていくうえで最良の選択であると判断するに至っております。

DW株式の追加取得については、当社として、DWへの出資比率を可能な限り拡大すれば、DWグループ(DW及び大黒屋)の利益の当社計上額が増加し、結果として当社の1株あたりの純利益が増加し、当社の企業価値向上に資すると判断しております。公開買付けを実施する場合は、公開買付けにおける所有割合が3分の2以上となる場合は買付けを行う株式数に上限を付すことができないことなどから、DWの全株式を対象とした公開買付けを行う可能性を想定しています(取得の条件を含め、追加取得に関する具体的な詳細が決定した場合は、法令等に基づき適宜公表させていただきます)。

当社がDWの発行済株式のすべてを取得する場合、追加で取得することとなる株式数はDWの第31期有価証券報告書(平成25年12月26日付提出)に記載された平成25年12月26日現在のDWの発行済株式数36,223,850株から同有価証券報告書に記載されたDWの自己株式数717株及び現時点における当社及びOCMの保有株式合計数15,500,000株を控除すれば20,723,133株となりますので、当該株式を1株につき100円で取得したとすると、取得総額は2,072百万円となります。なお、平成27年3月期第2四半期末日において、1株100円でDW株式を追加取得し、DWを完全子会社とした場合、55百万円程度の負ののれんが発生する見込みです。

他方、当社は第12回新株予約権の発行によって調達した総額から発行諸費用を除いた907百万円については、運転資金に充当する予定であった400百万円のうち全部と、DW株式の取得資金に充当する予定であった507百万円のうち150百万円を、それぞれ予定通りの用途に用いておりますが、DW株式の取得資金に充当する予定であった507百万円のうち357百万円については、平成25年9月公開買付けの実施後に調達完了したことから、現時点において未使用となっております。かかる未使用分357百万円については、本件による資金調達を行わなかった場合、当初の予定通り、適宜DW株式の追加取得に充当していく予定でありましたが、上記の通り、今般本件を実施し、DW株式を更に追加で取得していく方針を決定いたしましたので、上記第12回新株予約権によって調達した357百万円についても本件による調達資金と合算し、DW株式の取得資金に充当することといたしております。従いまして、本新株予約権によって調達した資金のうちDW株式の追加取得のために用いられる資金は、2,072百万円から357百万円を控除した1,715百万円として試算しております。

当社は、上記によって取得したDW株式については長期の保有を前提としており、今回の調達資金による追加取得を含むDWに対する投下資本については、DWによる配当等を受領する方法で回収していくことを企図しております。この点、現状においては、DWの主要な子会社である大黒屋が融資契約の遵守条項により配当金の支払いを禁止されておりますため、配当金の受領による投下資本の回収は行えていない状況にありますが、今後負債の圧縮なども含めた方策を取り中長期的にかかる遵守条項の緩和等を行っていくことで、将来的に配当金を受領できることとなることを想定しており、投下資本の回収は可能であると判断しております。

従いまして、かかる遵守条項の緩和が行えない場合には、DWに対する投下資本が回収できないこととなるリスクがありますが、当社といたしましてはDWの業績は今後も安定的に推移すると考えており、現在の業績を前提とすれば、中長期的な遵守条項の緩和は実現可能であると考えられることから、かかるリスクは中長期的にみれば過大なものではないと判断しております。

他方、配当金の受領が可能となった場合であっても、今後DWの業績が想定を上回って悪化した場合は、当社が保有するDW株式の価値が下がることにより、当社の企業価値が毀損するリスクがあり、また、DWの純資産が毀損すること等によりDWにおける配当金の支払原資がなくなり、当社が配当金を受領できなくなるリスクがあります。この点につきましては、当社といたしましては、DW及び大黒屋に対して適宜必要なサポートを行うことにより業績の維持・伸長を目指すとともに、財務管理等による経営状態の適切な把握により、かかるリスクの管理を行って参ります。

なお、上記の通り、仮にDW株式の追加取得により、当社の出資比率が拡大したとしても、当該事実は必ずしも当社によるDWからの配当金の受領及びその結果としての当社による株主の皆様に対する配当金支払いの再開を即座に意味するわけではない点にご留意ください。

電機事業仕入代金及び一般経費

当社の主たる事業である電機事業は現在収益的に厳しい状況にあり抜本的な事業の見直しとして電機事業からの撤退も視野にいれ検討しましたが、電機事業は消防法に基づく認可事業であり、当社製品を継続的に使用している顧客には当社製品を代替できるものは無いことから、当社には製品を継続的に供給する義務があると考えています。継続的に製品を供給できる製造業者等への事業譲渡等により電機事業からの撤退が現実的に可能と判断されるまでは、当社が創業以来百年余りにわたり継続しております電機事業の暖簾を承継し、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具といった現状の生産ラインを維持しながらも、最小限の費用にて産業構造の変化に対応したより付加価値の高い新たな製品群の製造販売に傾注してまいり所存です。そこで、当社は、株主利益を第一に考える当社の経営理念に照らし、顧客への既存製品の供給責任等社会的責任も充足しながら、電機事業の経済的負担軽減を今後も推進することが株主価値の維持・推進に不可欠であると考えております。そこで今後、当社といたしましては、可及的速やかに株主価値向上につながる諸施策に取り組んで参ります。そのためにも当社製品の製造に不可欠な仕入れ代金および上場維持費、上場企業としてのコンプライアンス体制の確保のための管理コスト等にかかる恒常的な資金の確保が必要不可欠であります。今後DW株式の取得が進んだ段階でグループ企業の持株会社として上場維持費用等は子会社配当などによりまかなう予定ですが、現在は大黒屋が融資契約の遵守条項により配当が禁止されており、事業投資業に係る配当などは得られていないことから、それまでは当社単体の運転資金確保が必要となります。現在大黒屋は融資契約につきりファイナンス候補先と配当制限の緩和も含め交渉中ですが、条件・時期等は未定で当面の運転資金は必要です。

大黒屋の融資契約ですが、大黒屋は平成23年9月20日以降銀行団に対する借入債務につき期限の利益喪失状態でありましたが、平成24年8月10日に合同会社湯島キャピタルが、銀行団から大黒屋に対する貸付債権を譲り受けると同時に、大黒屋に対し借入債務について期限の利益を付与したことにより、大黒屋は借入債務について期限の利益を回復しました。借入債務につき大黒屋は契約条件どおり弁済しておりますが、融資契約の遵守条項により配当は禁止されております。

現在の手許預金残高を踏まえますと、平成26年9月以降の運転資金が不足することが見込まれ、実際の資金調達が株価や出来高に左右される新株予約権の性質上、現時点で発行を行っておくことが堅実な資金の確保のために必要であるとの経営判断に至りました。運転資金の調達については、長年にわたり銀行借入を打診してまいりましたが、DWの連結子会社化によって連結業績は大幅に改善したものの、まだ連結子会社化から日が浅いこと、当社単体の業績及び財政状況は依然として改善していないことなどから、銀行との取引が未だ難しい状況にあります。

そこで、事前に平成26年9月から平成27年7月における当面の運転資金205百万円を手当する次第です。平成28年3月期上半期を目途として、当社電機事業関連製品の販売状況、DW株式の取得状況等を踏まえて事業撤退の要否又はストラクチャリング等の判断を行ってまいり所存です。

運転資金の調達手段としては、当面エクイティ・ファイナンスに頼るほかなく、現時点でDW株式の追加取得資金と合わせて本件にて調達するものです。平成27年9月以降、連結業績黒字が定着し財務内容も向上する場合には、単体の赤字が仮に継続した場合でも、資金調達手段としては銀行借入等も選択肢として考えられます。

なお、当社の必要運転資金は次のとおりとなっております。

(資金繰表：平成25年9月～平成27年7月)

(単位：千円)

	売上収入	仕入支出	経費	借入返済	第12回新株 予約権行使	DW株式 公開買付	残高	残高のうち DW株式取 得資金	差引
平成25年9月	-	-	-	-	-	-	285,359	-	-
平成25年10月	40,965	-22,104	-46,779	-6,600	496,000	-150,000	596,841	357,000	239,841
平成25年11月	28,151	-18,319	-31,243	-11,000	0	0	564,430	357,000	207,430
平成25年12月	34,562	-26,300	-28,546	-13,000	0	0	531,146	357,000	174,146
平成26年1月	46,330	-16,393	-45,352	-10,000	0	0	505,731	357,000	148,731
平成26年2月	36,802	-16,961	-27,659	-5,500	0	0	492,413	357,000	135,413
平成26年3月	34,095	-21,343	-27,659	-3,500	0	0	474,006	357,000	117,006
平成26年4月	40,379	-26,668	-27,659	-3,000	0	0	457,058	357,000	100,058
平成26年5月	39,104	-28,718	-27,659	-1,000	0	0	438,785	357,000	81,785

平成26年6月	34,300	- 24,010	- 27,659	- 6,000	0	0	415,415	357,000	58,415
平成26年7月	34,300	- 24,010	- 37,659	- 5,500	0	0	382,546	357,000	25,546
平成26年8月	34,300	- 24,010	- 27,659	- 500	0	0	364,677	357,000	7,677
平成26年9月	34,300	- 24,010	- 27,659	- 6,500	0	0	340,808	357,000	- 16,192
平成26年10月	34,300	- 24,010	- 27,659	- 5,300	0	0	318,139	357,000	- 38,861
平成26年11月	34,300	- 24,010	- 37,659	0	0	0	290,770	357,000	- 66,230
平成26年12月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	273,401	357,000	- 83,599
平成27年1月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	256,032	357,000	- 100,968
平成27年2月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	238,663	357,000	- 118,337
平成27年3月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	221,293	357,000	- 135,707
平成27年4月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	203,924	357,000	- 153,076
平成27年5月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	186,555	357,000	- 170,445
平成27年6月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	169,186	357,000	- 187,814
平成27年7月	34,300	- 24,010	- 27,659	0	0	0	151,817	357,000	- 205,183

預金残高のうち、357,000千円は、第12回新株予約権の行使により取得した資金で、DW株式取得資金に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様のご利益に配慮しつつ、かつ上記「2 新規発行による手取金の使途」に記載した資金の調達を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関等からの借入

DW株式の追加取得資金については、投資回収時期が比較的長期かつ不確定時期に亘る性質のものであることから、現時点においては、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が有効かつ適切であるものと認識しております。また、運転資金の調達については、長年にわたり銀行借入を打診してまいりましたが、DWの連結子会社化によって連結業績は大幅に改善したものの、まだ連結子会社化から日が浅いこと、及び当社単体の業績及び財政状況は依然として改善していないことなどから、取引が難しい状況にあります。

B. 公募増資

公募増資は、資金調達額が確実に見込めるというメリットはある一方で、()本資金調達方法と比較した場合、発行手続きに係る費用が大きくなるを得ないこと、()新たに発行される株式が基本的に新規投資家に割り当てられることになることから、広く当社の既存株主の皆様へ株式取得の機会を提供することができないこと、()既存株主の皆様において株式価値の希薄化の影響が相対的に大きくなる懸念されること、および()引受先が見つからないことから、資金調達方法の候補から除外しております。

C. 第三者割当による株式の発行

いずれの資金調達手法につきましても、()新たに発行される株式が基本的に新規投資家に割り当てられることになることから、広く当社の既存株主の皆様へ株式取得の機会を提供することができないこと、および、()本件において調達を予定する資金の額および当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様において株式価値の希薄化の影響が相対的に大きくなる懸念されることから、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

D. 第三者割当による新株予約権の発行

新株予約権の発行による資金調達は、一般に、資金調達額が不確定であることが、その代表的なデメリットとして考えられておりますが、当社といたしましては、当社株式の市場価格が堅調に推移したこともあり、平成25年1月11日開催の取締役会において発行を決議した第12回新株予約権が、平成25年10月16日付で公表した通り、当初行使期間の満了日であった平成26年7月28日より大幅にはやく行使完了となり、想定していた資金の満額を調達した実績がございます。また、第三者割当による新株予約権の発行には、割先の保有方針によっては市況に応じて徐々に新株予約権の行使が進むため、希薄化の影響が短期間のうちに過度に生じることがないというメリットもあるため、当社といたしましては、今般の資金調達に際しても、第三者割当による新株予約権の発行について入念に検討いたしました。

しかしながら、その結果、本件において調達を予定する資金の額および当社の時価総額に鑑みると、資金の調達には相応の時間を要し、または想定した期間内に調達が完了しない可能性が少なからずあることに鑑み、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

E. 行使価額修正条項付新株予約権または行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

新株予約権の発行については、当該新株予約権の行使価額が株式の時価に応じて適宜修正される旨の条項を付けることにより、一般に行使価額が固定された新株予約権よりも資金調達の確実性が高くなると考えられます。しかしながら、かかる新株予約権の発行後に当社の株価が下落し、行使価額が下方に修正された場合には、()行使総額を固定した場合は発行される株式の数が増加することで希薄化の影響が大きくなり、または()目的となる株式の総数を固定した場合は行使総額の減少に伴い資金調達の額が変動するリスクが生じることとなります。直近の当社株価の変動率を鑑みた場合にかかるリスクが大きくなることから、当該手法は適切ではないとの判断に至りました。

F. 非上場型の新株予約権の無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であり、本資金調達方法と比較した場合、本資金調達方法がより適切な手段であると判断いたしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様様に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、本資金調達方法と比較した場合には、本資金調達方法がより適切な手段と判断いたしました。

G. ライツ・オファリング(コミットメント型)

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあり、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。

当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいても、過去の事例を見ると平均して概ね90%程度の行使がなされていること、本件の目的は当社の企業価値向上に直接的に結びつくものであり、株主の皆様からの理解も得られると判断していること、及び一般にコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、コミットメントを行う証券会社等に対してコミットメント総額に応じて5%から10%の手数料を支払う必要があり、ノンコミットメント型ライツ・オファリングと比較して相対的に手数料が高くなる傾向にあることなどを考慮し、後述の本資金調達手法の方が、より適切な手段であると判断いたしました。

(2) 本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様様に保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様は、お持ちの本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

上記「(1) その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当による株式の発行」及び同「D. 第三者割当による新株予約権の発行」に記載の通り、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を、市場を通じて取得した株主様或いは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、当社といたしましては、本件によって調達した資金を活用することによって、当社の1株あたり利益を向上せしめ、ひいては当社の企業価値を向上させていくことができると考えておる次第であり、株主の皆様におきましては、本届出書等を通じて、本件の内容及び目的等をご理解いただき、本新株予約権にかかわるご判断をいただければと考えております。

B. 過度なディスカウントによる株価下落要因

本資金調達手法では、全株主を対象として、その保有株式数に応じ、平等に新株予約権の割り当てを行うというその特性から、新株予約権の行使価額は、その目的となる株式の市場価格と比して、大きくディスカウントされる

ことが通例となっております。このため、本資金調達手法を実施した場合、希薄化の影響により株価が下落するリスクがあることとなります。

また、かかる株価の下落分については、一般的に、新たに全株主に対して割り当てられることとなる新株予約権の行使、または売却によって、その全部または一部が補てんされ得るという整理がなされておりますが、当社といたしましては、本資金調達手法によって割り当てられる新株予約権の売却に際しては、流動性の不足や、株式市場の影響など様々な要因によって望ましい価格での売却が必ずしも実現できないリスクがあります。

ただし、当社といたしましては、資金調達額を必要最低限の額にとどめ、かつ新株予約権の行使価額の株価に対するディスカウント率を可能な限り抑えることによって、新株予約権の価格変動に関するリスクに対処することが可能であると判断しております。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

3. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社は、当社の役員かつ主要株主でもある小川浩平より、今回の新株予約権無償割当により、同人に割当てられることとなる本新株予約権は、その全部について行使を行い、またその行使によって取得した株式については中長期的に継続して保有する方針である旨の意向を確認しております。かかる行使の結果につきましては、当社にて確認出来次第、適宜開示をする予定です。

なお、当社大株主のうち、当社の役員でもある小川浩平以外の株主については、本件に関する届出及び開示を行う前に、行使意向の確認のための打診を行うことが適切ではないと考えられたため、意向の確認は行っておりません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金につきましては、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、収益力の安定化を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

長らく赤字の状態が続いていましたが、DWへの投資の成果により、平成26年3月期の1株あたり当期純利益は5.32円程度を見込んでおります。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は13,319,990株であり、本件実施後の発行済株式数は最大で79,927,606株に増加することとなりますが、当該新株予約権の行使に伴う資金でDW株式を100%のシェアまで追加取得することが可能となれば、仮に当社が平成26年3月期第2四半期決算において持分法投資利益の算定のために用いた、平成25年9月期DWグループ本決算における連結財務諸表を基に、通年ベースでの連結当期純利益を想定すると約1,100百万円となり、一株あたり当期純利益は13.64円に増加することが予想されます(将来収益等に関する現時点における試算であり、諸状況の変化により実際に生じる結果が異なる可能性があり、その確実性を保証するものではありません)。

従いまして、当社といたしましては、本件の実施は中長期的にみて株主の皆様利益に資するものと考えており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

また、当社はDW株式の追加取得について、当該株式を1株につき100円で取得できると仮定し、取得資金の試算を行っておりますが、かかる仮定の実現可能性及び合理性に関する見解は以下の通りです。

まず、DW株式の追加取得については、平成24年に一括して一株につき100円で売却したいとの意向を、DWの発行済み株式の20%以上を有する宮本雅史氏から口頭により受けたことが、端緒となっております。この一株につき100円という額は、平成23年12月19日のDW株主総会においてDWによる自己株式取得を承認する決議を株主が行った際の上限額でもあります。

また、当社は、東京共同会計事務所(住所:東京都千代田区丸の内3-1-1、代表者:内山隆太郎)にDWの主要資産である大黒屋株式の評価額を考慮したDW株式の評価を依頼し、同事務所よりDCF法並びに類似会社比較法を用いたDW株式評価に関する株式評価書を平成24年12月に取得しました。これによればDW株式1株当たりの価値は、類似会社方式で71.5円ないし91.0円、DCF法で120.3円ないし143.3円の範囲との評価でした。同種の事業を営む上場企業の株価の平均値を参照して対象企業の株価を決定する類似会社方式および対象企業の将来キャッシュ・フローの割引現在価値をもって理論価値とするDCF方式はともに継続企業に関する一般的な株式評価方法であり、一株当たり100円の想定額は、これらの評価方法の結果を応分に考慮した場合の中間価額95.9円ないし117.15円の範囲内に収まります。なお、平成25年9月期のDWの有価証券報告書によれば一株当たりの純資産額は275円となります。一株当たり純資産額を株式評価額とする純資産方式は客観的なすぐれた評価方法ではありますが、対象会社の清算価値を前提にしたもので、営業を継続する会社の株式の評価方法として一般に採用されておらず、当社としてはDWの事業を従前のまま継続していくことを前提として検討していることから、適切な評価手法ではないと判断いたしました。他方、一株当たり100円の想定額は、DWが平成22年2月9日にジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの1ヶ月間のDW株式の終値平均値28.10円に対し255%のプ

レミアム、同3ヶ月の終値平均値46.75円に対し113%のプレミアム、同6ヶ月の終値平均値48.89円に対し104%のプレミアムとなります。

かかる株式評価書については、取得から期間が経過しているため参考にとどめておりますが、上記のように大株主から一株100円で売却の意向が示されていること、DWの株主が、平成23年12月19日の株主総会において一株100円を上限とする自己株式取得を承認する決議を行っていること、DW株式に流動性がないこと、および上場廃止前のDW株式の時価等を全て勘案したうえで、当社株主の利益とDW株式取得の実現性をともに満たす価額として一株100円をDW株式の想定取得額といたしました。

なお、当社といたしましては、平成25年9月公開買付けにおいて、応募株式数17,474,483株から同公開買付けに際して当社との間で応募契約を締結していた宮本雅史氏による応募株式数7,564,000株を控除した株式数9,910,483株が、DWの発行済株式総数(36,223,850株)から、公開買付以前から当社グループが保有していた株式数(14,000,000株)、宮本雅史氏の保有株式数(7,564,000株)及びDWの自己株式数(717株)を控除した普通株式数、即ち、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数(14,659,133株)の3分の2に相当する株式数9,772,755株を超過したことから、公開買付けの趣旨及び条件はDWの少数株主からも広く理解を得ることができたものと捉えており、一株につき100円という取得価格の合理性は一定程度担保されていると考えており、改めて株式評価書の取得等を行う予定はありません。

5. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数および行使価額につきましては、上述の必要調達金額(1,930百万円)からの逆算、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、および既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して以下の通り、決定いたしました。

- ・当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割り当て
- ・本新株予約権1個の行使により当社普通株式0.2株の交付
- ・行使価額は1株(5個)当たり150円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の51.9%)

なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年2月20日(木)を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は291円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は207円および直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は151円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の1株あたりの行使価額150円は各々当該平均値の51.6%、72.5%、99.4%の水準となります。

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、上述の通り、行使価額が時価を下回る水準に設定されており既存株主の皆様が本新株予約権を行使していただけるための配慮がなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

また、米国に居住する株主様(本書においては、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。以下「米国居住株主」といいます。)につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、制限させて頂くこととなります。米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性について、サン綜合法律事務所の大鶴基成弁護士から法律意見書を取得のうえ、慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、()米国居住株主に対して新株予約権の行使を認めることとした場合、当社は米国証券取引委員会への登録が義務付けられる上、登録後も継続開示義務が課されるため、多大な事務的・金銭的負担を強いられることとなる一方で、()本件においては、本新株予約権が上場されることから米国居住株主においても市場内外でこれを売却することができ、新株予約権の行使を認めないこととしても保有株式の希薄化による経済的損失を軽減することが可能であると考えられることに鑑み、さらに現在における株式市況・当社株式の流動性・株主構成等の諸事情を総合的に勘案した結果、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

他方、米国以外の外国に居住する株主にはかかる行使制限は適用されませんが、外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

6. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は66,607,616株、そのうち当社が保有する自己株式数は7,662株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は13,319,990株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は20.00%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄

化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第104期有価証券報告書の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月21日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日開催の当社第104期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を2,044,011,160円減少し、その他資本剰余金へ振り替える。

第2号議案 資本準備金の額減少の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額2,140,050,785円を減少し、その他資本剰余金に振り替える。

第3号議案 剰余金処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本金の額減少の件」における資本金の額減少及び第2号議案「資本準備金の額減少の件」における資本準備金の額減少により生じるその他資本剰余金のうち4,184,061,945円を繰越利益剰余金に振り替える。

第4号議案 定款一部変更の件

第6条（発行可能株式総数）10,400万株を20,200万株に変更する。

第5号議案 取締役1名選任の件

取締役として、鞍掛法道氏を選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数：13,950人

総議決権個数：459,873個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数・割合		反対数・割合		棄権数	無効等	決議の結果
	数	割合	数	割合			
第1号議案 資本金の額減少の件	201,884個	97.5%	5,222個	2.5%	0個	63個	可決
第2号議案 資本準備金の額減少の件	200,954個	97.0%	6,152個	3.0%	0個	63個	可決
第3号議案 剰余金処分の件	200,963個	97.0%	6,143個	3.0%	0個	63個	可決
第4号議案 定款一部変更の件	200,272個	96.7%	6,830個	3.3%	0個	67個	可決
第5号議案 取締役1名選任の件	201,810個	97.4%	5,296個	2.6%	0個	63個	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、以下のとおりであります

(当社定款第16条第1項及び第21条第2項)

・第1、2、3、4号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。

・第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成。

2. 賛成等の割合は、それぞれの議案の議決権行使個数(207,102~207,106)に対する割合です。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効に係る議決権数は加算しておりません。

(平成25年10月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社が平成25年9月20日から平成25年10月21日までを公開買付期間として行った株式会社ディーワンダーランドの普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」という。)の結果、当社の特定子会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

1. 株式会社ディーワンダーランド

名称	株式会社ディーワンダーランド
住所	東京都港区高輪二丁目15番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 小川 浩平
資本金	4,000百円
事業の内容	持株会社

2. 株式会社大黒屋

名称	株式会社大黒屋
住所	千葉県船橋市本町一丁目4番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 小川 浩平
資本金	3,050万円
事業の内容	質屋、古物売買業

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

1. 株式会社ディーワンダーランド

所有議決権の数

異動前 140,000個(うち間接保有:140,000個)

異動後 155,000個(うち間接保有:140,000個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 38.65%(うち間接保有:38.65%)

異動後 42.79%(うち間接保有:38.65%)

2. 株式会社大黒屋

所有議決権の数

異動前 235個(うち間接保有:235個)

異動後 261個(うち間接保有:261個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 38.65%(うち間接保有:38.65%)

異動後 42.79%(うち間接保有:42.79%)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本公開買付けの結果、平成25年11月5日をもって当社は株式会社ディーワンダーランドの議決権の42.79%に相当する株式を取得することとなり、実質的支配力基準に鑑み、同社を子会社化いたしました。これに伴い、同社の子会社である株式会社大黒屋につきましても子会社化いたしました。

この結果、株式会社ディーワンダーランドにつきましては、同社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上、また、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当しているため特定子会社に該当することとなりました。株式会社大黒屋につきましても、同社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当することから特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成25年11月5日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月21日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第104期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月21日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり減少しております。

平成25年6月27日現在の資本金 (千円)	減少額(千円)	平成26年2月21日現在の資本金 (千円)
2,458,184	1,719,970	738,214

(注) 新株予約権の行使により324,040千円増加し、会社法第447条第1項の規定に基づく欠損填補により2,044,011千円減少いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第104期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第105期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月13日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月13日

アジアグロースキャピタル株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田 秀志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

アジアグロースキャピタル株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年1月28日に発行した第12回新株予約権につき、平成25年4月1日から平成25年6月26日までの間に当該新株予約権の行使を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月27日開催の第104期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アジアグロースキャピタル株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アジアグロースキャピタル株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

アジアグロースキャピタル株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 秀志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジアグロースキャピタル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアグロースキャピタル株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年1月28日に発行した第12回新株予約権につき、平成25年4月1日から平成25年6月26日までの間に当該新株予約権の行使を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月27日開催の第104期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。